# くらしの情報案内

救急出動件数 46件
火災出動件数 0件
（3月末日現在）

## 町民課

☎47－2203
税の関係☎47－2193
役場1階 窓口1番

### ごみの屋外焼却は禁止

ごみを屋外焼却する行為は、法律により禁止されています。

野焼きや、処理する基準を満たさない簡易焼却炉、ドラム缶などを使って、枝木やごみなどを焼却している光景が見られますので、やめましょう。

なお、法律には農業、林業を営むためやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却などは、例外規定で焼却できる場合がありますので、役場町民課または北見地区消防組合消防署訓子府支署に確認してください。

○**問合せ** 町民課環境衛生係・消防署訓子府支署（☎47―2419）

### ごみの不法投棄は犯罪

雪解けが進み、道路沿いや空き地などで、ごみの不法投棄が発見されています。

町では、不法投棄の発見や連絡があった場合には、北見警察署へ通報し、不法投棄者の捜査を要請します。

不法投棄は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」違反になりますので、絶対しないでください。

○**不法投棄の罰則**

5年以下の懲役か1，000万円以下の罰金または併科（懲役、罰金の両方）。罰則中の罰金で、法人の場合は上限が3億円以下となります。

### 5月31日は自動車税の納期限です

自動車税は、毎年4月1日現在の運輸支局の登録に基づいて課税される道税です。平成29年度の納期限は5月31日㈬です。必ず納期限までに納めましょう。

納税通知書は5月8日㈪に発送しますが、住所を変更された方や納税通知書が届かないという方は「北見道税事務所納税課」までご連絡ください。

自動車税納税通知書（バーコードが印字されているもの）は、従来の金融機関のほか、指定のコンビニエンスストアから納税することもできます。

平日や日中、お仕事などで納税することができない方は、ぜひご利用ください。

事情があって「納期限までに納められない」または「一度に納められない」などのご相談については、北見道税事務所納税課までご連絡ください。

○**問合せ** 北見道税事務所納税課納税第一・第二係（北見市青葉町6番6号☎25―8686）

**※自動車税・自動車取得税の仕組みなどについてのお問い合わせは、札幌道税事務所自動車税部（札幌市北区北22条西2丁目）になります。**

○**自動車税の課税について**
（☎011―746―1190）

○**自動車取得税の課税について**
（☎011―746―1195）

### 夜間納税相談および収納窓口開設のお知らせ

日中、仕事などの都合により、納税相談や納付に出向くことが難しい方に、次のとおり夜間納税相談および収納窓口を開設します。

収納窓口では税のほか、使用料など（町に関係するものに限ります）も納付することができます。

○**とき**
5月10日㈬・6月14日㈬
17時30分～20時

○**ところ** 町民課窓口

### 固定資産税などの納期は5月31日

固定資産税・軽自動車税の納期は、5月31日㈬です。納期内に必ず納めましょう。

○**問合せ**
町民課資産税係・町民税係

### 耐震改修を行った住宅の固定資産税を減額

昭和57年1月1日以前に建てられた住宅について、平成18年1月1日から平成30年3月31日までの間に、耐震改修を行い完了した場合、1戸当たり120㎡分までの固定資産税を一年間2分の1に減額します。

減額を受けるためには、改修後3か月以内に建築士などが発行する「現行の耐震基準に適合した工事であることの証明書」を添付して町民課資産税係に申請してください。

■**要 件**
工事費が50万円を超えること（平成25年3月31日までの改修については30万円以上）

■**減額期間**
○改修工事が完了した年の翌年度分の固定資産税額に適用

**※耐震改修工事に対する補助金制度もありますので、ご活用ください。**

■**問合せ** 町民課資産税係・建設課建築係（☎47―2118）

## 農林商工課

☎47－2116
役場2階 窓口13番

### 農薬の一層の適正使用を

残留農薬のポジティブリスト制度では、残留農薬基準値がない農薬に、0・01㎎という低い数値が基準値として設定されています。

基準値をオーバーしてしまうと、生産物の出荷停止・回収などの対応を求められる可能性があり、これまで以上に散布対象作物以外の作物への農薬飛散防止に気をつけなくてはなりません。

■**農薬使用基準を必ず守りましょう（農林水産省の登録番号がある安全性の確認された農薬を、ラベルをよく読んで使うことが必要です）**

①その農薬に適用がない作物には使用しないこと
②定められた使用量または濃度を超えて使用しないこと
③定められた使用時期を守ること
④定められた総使用回数以内で使用すること

### 春の農作業安全確認運動

■**重点テーマ**
一人一人の安全意識と周囲からの「声かけ」から始まる農作業の事故防止

①フレーム付きトラクターでのシートベルト着用
②異物除去時はPTOの回転を止める
③作業機械への低速車マーク、反射テープなどの装着で追突の防止

## 農業委員会

☎47－2204
役場2階 窓口2番

### 農地所有適格法人の研修経費を助成します

町では、農地所有適格法人の設立および設立後の支援を目的として、法人化をめざす農業者、法人経営を行っている農業者の研修に対する経費の一部を助成しています。

研修を予定している農業者は、事前に農業委員会事務局にご相談ください。

○**事業内容**
農地所有適格法人に関する研修会・講演会参加および先進地法人視察

○**助成額**
研修会・講演会・視察にかかわる交通費、宿泊代の2分の1で5万円程度

○**問合せ** 農業委員会事務局

## 土地改良区

☎47－3165

### 放水による水位上昇に注意

土地改良区では、5月上旬から9月中旬まで、かんがい用水を取水します。

頭首工では、河川状態によって水門を開閉することがあり、下流の水位が急激に上昇する恐れがあります。

頭首工から放水するときは、警報サイレンを鳴らしますので、注意しましょう。

### 水の事故に注意しましょう

各地で河川や用水路などでの水難事故が絶えません。

かんがい用水路は、毎年5月上旬から9月中旬まで満水になっています。

子どもたちの水難事故を防ぐために用水路に近づかない、用水路では遊ばないなど普段から注意しましょう。

## 地域協働の川づくり事業

～「川づくり」から始めませんか、あなたの「まちづくり」～

この事業は、川沿いの自治会や河川愛護団体などの皆さんによる草刈りや伐採作業です。

北海道が河川を管理する上で、必要と判断する区域を行っていただきます。実施いただいた面積に応じた費用をお支払いします。

○**申込み・問合せ**
オホーツク総合振興局網走建設管理部北見出張所河川係
（☎25-7311）
役場建設課土木係
（☎47-2118 役場1階 窓口4番）